

本年7月以降の和歌山県中小企業融資制度の改正について

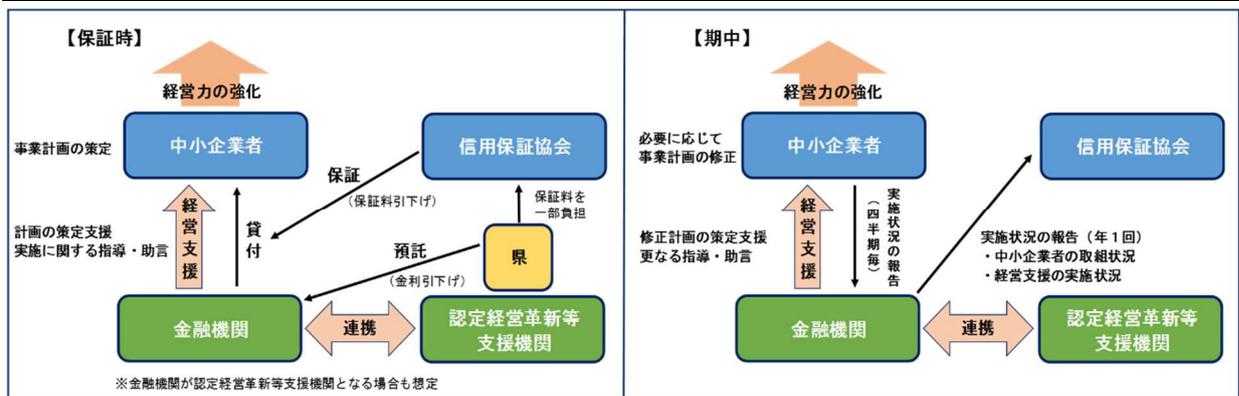
国の「再生支援の総合的対策」(R6.3.8)にて、「本年7月以降は、コロナ前の支援水準に戻しつつ、経営改善・再生支援に重点を置いた資金繰り支援を基本とする」と位置づけられており、全国統一の各種保証制度が見直されることを受け、和歌山県中小企業融資制度を令和6年7月1日から以下のとおり見直し、**経営改善・事業再生に取り組む中小企業者の資金繰りを支援**していきます。

1. 経営支援資金（経営力強化枠）の創設

国が創設する「経営力強化保証」を活用し、中小企業者が認定経営革新等支援機関^{※1}の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、**特別優遇金利の適用（年1.4%以内）に加え、信用保証料を減免（最大▲0.2%）^{※2}**し、金融面だけでなく、経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

○経営支援資金（経営力強化枠）の概要

対象者	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
融資限度額	8,000万円
融資利率	年1.4%以内
信用保証料率	年0.45%～1.25% (セーフティネット保証第5号(以下「SN5号」という。) ^{※3} の場合、年0.5%)
資金用途	設備、運転、返済(保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金) ※SN5号の場合、新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借換に限る
融資期間	設備7年以内、運転5年以内、返済10年以内 ※一括返済の場合は1年以内
据置期間	1年以内



※1 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第17条第1項の規定に基づき主務大臣の認定を受けた税理士・金融機関等の専門家

※2 通常より1区分低い保証料率を適用 (SN5号の場合を除く)

※3 最近3か月間の売上高等が前年同期比(コロナ直前の同期比も可)5%以上減少等に応じて、事業所所在の市町村が認定(国指定業種に属する事業を行う者に限る。)

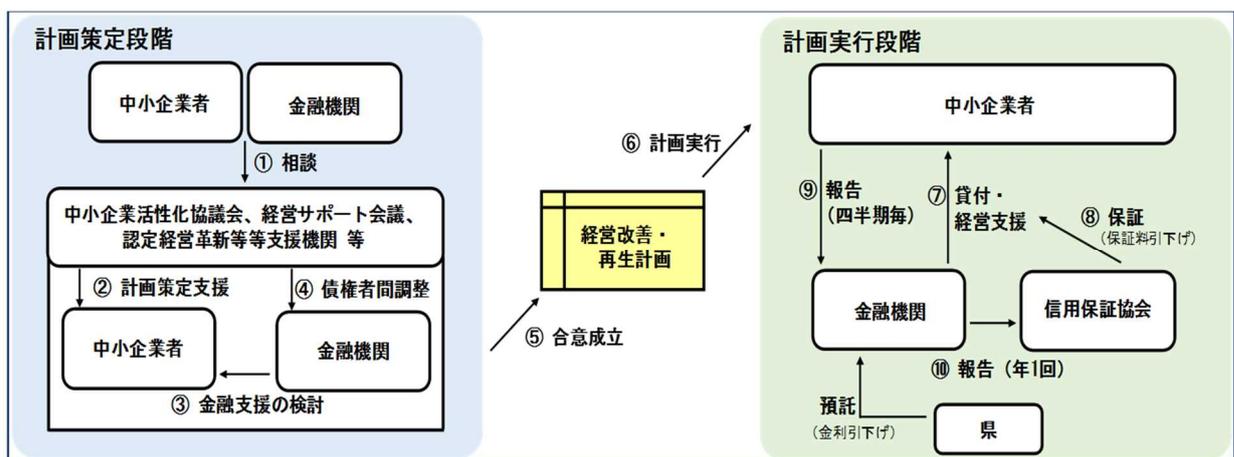
2. 資金繰り安定資金（経営改善・事業再生枠）の取扱期間延長

国が措置する「経営改善サポート保証（コロナ対応）」の取扱期間が本年6月末までから12月末までに延長されることに伴い、当該資金の取扱期間を同様に延長します。

本資金は、中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を支援するため、特別優遇金利の適用（年1.2%以内）に加え、信用保証料率を大幅に引き下げ（年0.2%）、経営改善・事業再生の取組を後押しします。

○資金繰り安定資金（経営改善・事業再生枠）の概要（制度内容に変更なし）

対象者	中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に従って経営改善・事業再生を実施する中小企業者
融資限度額	1億6,000万円
融資利率	設備、運転 年1.2%以内 返済 年1.8%以内（責任共有制度）・年1.6%以内（責任共有制度対象外）
信用保証料率	年0.2%
資金用途	設備、運転、返済（保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）
融資期間	15年以内 ※一括返済の場合は1年以内
据置期間	5年以内



3. 経営支援資金（伴走支援枠）の廃止

国が措置する「コロナ借換保証」の取扱期間が本年6月末をもって終了することに伴い、当該資金を廃止します。

※その他の詳細な要件等につきましては、和歌山県 HP を御参照ください。

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/060300/gyoumu/kinyuu/sangyoushien.html>